

関原発第531号  
2022年 1月27日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

大飯発電所第3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年1月8日付け関原発第523号で申請（2021年4月28日付け関原発第55号、2021年6月29日付け関原発第200号、2021年8月2日付け関原発第299号及び2021年9月3日付け関原発第379号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

大飯発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第523号(2021年1月8日)

以下、使用前確認申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第 55号(2021年4月28日)

関原発第200号(2021年6月29日)

関原発第299号(2021年8月 2日)

関原発第379号(2021年9月 3日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前確認申請書

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第299号の申請書記載事項

<p>原子炉本体に係る工事の場合であつて、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法</p>	<p>二</p>
---	----------

(下線部は変更部分)

2021年9月3日付け関原発第379号の申請書記載事項

<p>使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所</p>	<p>工事の工程              工事完了時の検査(表7)              期日 自 2021年 8月              至 2022年12月              場所 大飯発電所              株式会社GSユアサ 京都本社              (京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町)              理研計器株式会社 開発センター              (埼玉県春日部市南栄町)              株式会社岡崎製作所 本社工場              (兵庫県神戸市西区室谷)  <u>ニュークリア・デベロップメント株式会社</u>              (茨城県那珂郡東海村舟石川)              日本無機株式会社 結城工場              (茨城県結城市大字結城作)</p>
---	---

(下線部は変更部分)

(変更後)

<p>使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所</p>	<p>工事の工程 工事完了時の検査 (表7) 期日 自 2021年 8月 至 2022年12月 場所 大飯発電所 株式会社GSユアサ 京都本社 (京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町) 理研計器株式会社 開発センター (埼玉県春日部市南栄町) 株式会社岡崎製作所 本社工場 (兵庫県神戸市西区室谷) <u>MHI 原子力研究開発株式会社</u> (茨城県那珂郡東海村舟石川) 日本無機株式会社 結城工場 (茨城県結城市大字結城作) 大阪府立大学 (大阪府堺市中央区学園町)</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p><u>使用の期間</u> 自：2022年 8月15日 至：本申請に基づく、確認証交付日</p> <p><u>使用の方法</u> 大飯発電所第4号機を運転するために、大飯発電所3号機特定重大事故等対処施設のうち3、4号機共用設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した大飯発電所3号機特定重大事故等対処施設の3、4号機共用設備を、本申請に基づく確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

(下線部は変更部分)

- 2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書  
変更なし
- 2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
変更なし
- 2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する  
説明書  
変更なし
- 2. 5 添付資料－4 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類  
添付資料－1 のとおり

#### 変更理由

工場での検査の追加及び工場の社名変更に伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」の検査場所の記載を変更する。

大飯発電所第4号機を運転するために、大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設のうち3,4号機共用設備を使用する必要があるため、「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」及び「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」を追加する。

#### <添付資料>

- 1. 「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」変更前後比較

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第299号の申請書記載事項

(添付資料－ 4)「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」の記載なし

(変更後)

(添付資料－ 4)

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

大飯発電所第4号機を運転するために、大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設のうち3,4号機共用設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設の3,4号機共用設備を、本申請に基づく確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

対象とする設備については、別紙－1のとおり。

大飯発電所第4号機を運転するため一部使用する設備











